

厚生労働省統計改革工程表

令和4年12月 厚生労働省

※ 本工程表は、「厚生労働省統計改革ビジョン2019」に基づき、「公的統計の総合的な品質向上に向けて」（令和4年8月10日統計委員会建議）も踏まえて、継続的に改革の進捗管理を行うために策定したものである。
 学識経験者等による統計改革を推進するための検討会において、工程表の進捗状況を確認（年1回）するとともに、必要に応じて工程表の見直しを行うものとする。

令和3(2021)年度 までの取組	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
「厚生労働省統計 改革ビジョン2019」 及び「工程表」の策定	「工程表」 の改定 統計改革を推進するための検討会を開催 工程表の進捗状況のフォローアップ（毎年） 適宜、工程表の見直し				

1. 統計業務の改善(その1) ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施

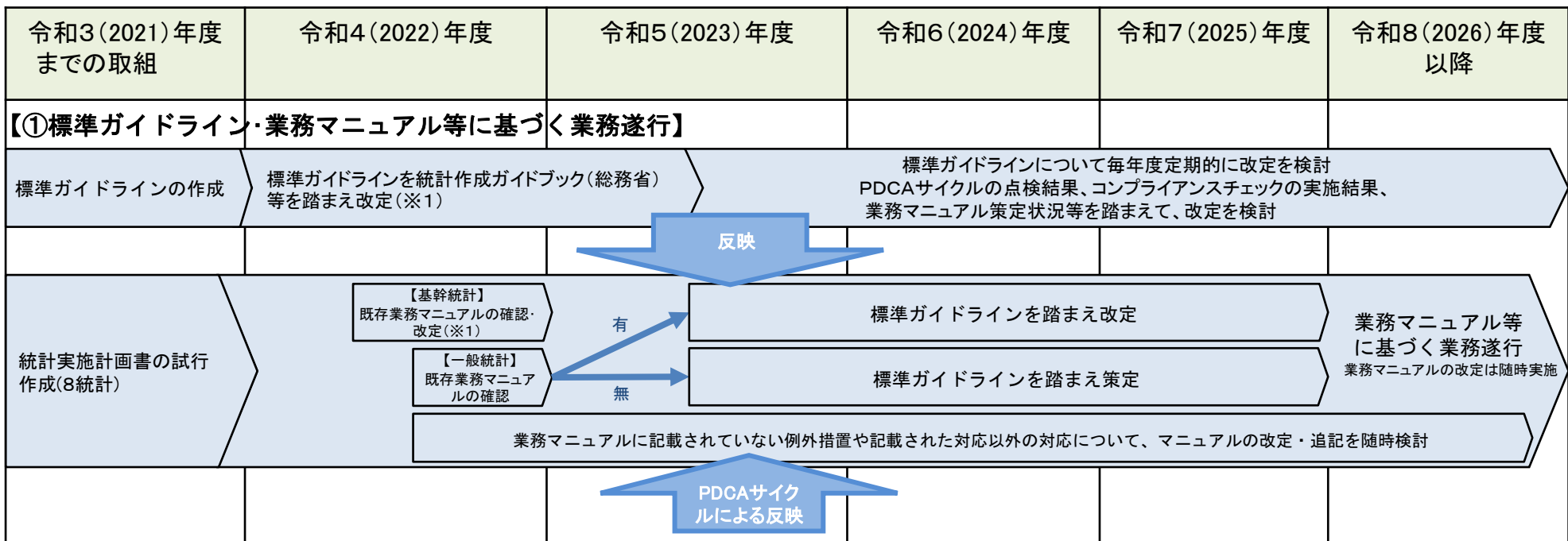
～ビジョン「第2章2. (2)適正な業務ルールに基づく業務の遂行」等～

統計作成プロセスの透明化を図るとともに、適正な業務ルールに基づく業務遂行を徹底することにより、統計の品質保証を推進する。

(1)取組内容

- 統計業務の一連のプロセス(統計の企画から集計・公表、データ保管等)を可視化した「厚生労働省統計標準ガイドライン」(以下「標準ガイドライン」という。)等をもとに、統計ごとの業務マニュアルを策定・改定する。
- 統計幹事の下、PDCAサイクルに基づき、調査計画の履行状況等について点検・評価と結果の公表等を行う。これらの取組を通じて、統計担当課室が、調査計画やマニュアル等に基づいて業務を遂行する体制の整備を進める。
また、第三者からの報告を含め、調査計画との乖離や統計誤りを発見した場合等は、対応手順に基づき、迅速かつ適切に対応する。
- 統計調査の円滑な実施のため、調査実施機関(地方公共団体や民間事業者等)との連携を確保する。

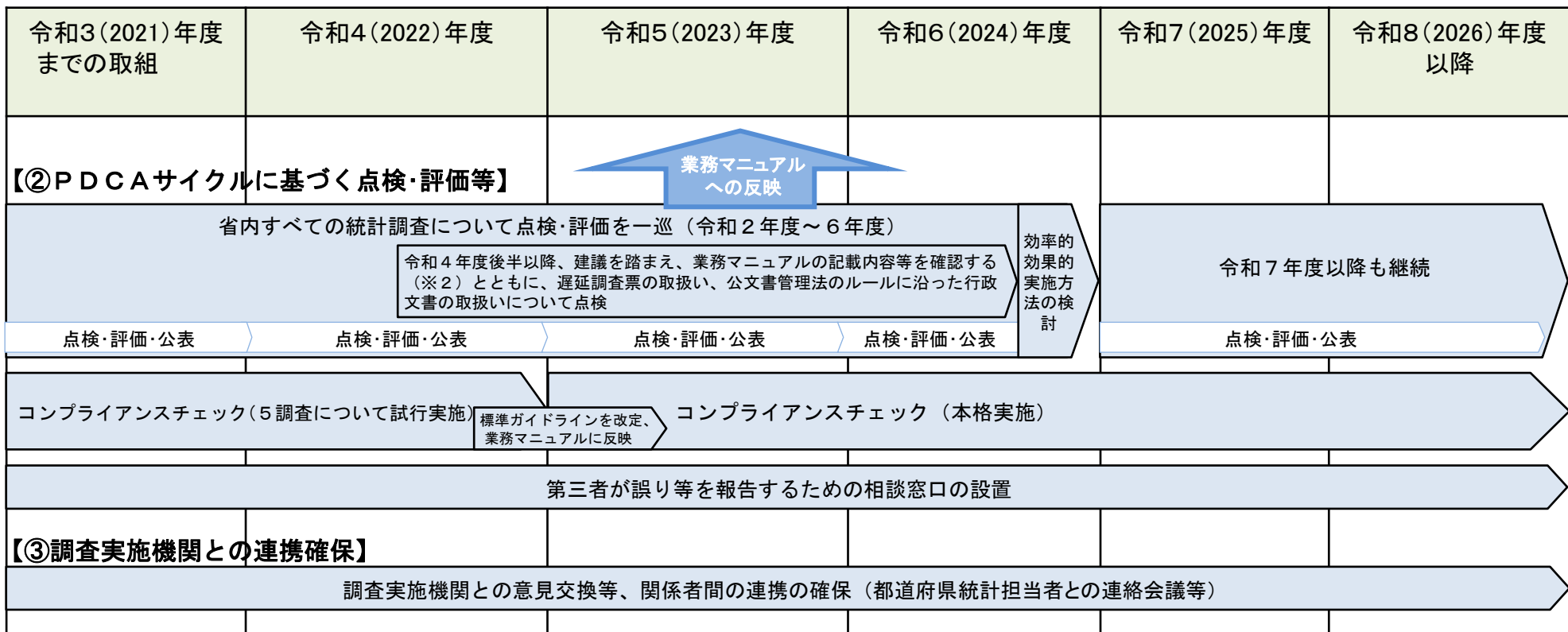
(2)スケジュール



※1 建議を踏まえた変更管理の取組、遅延調査票の取扱い等の明記については令和4年度から実施。なお、内閣官房等が示す「ひな形」に沿って誤り発見時の対応ルールを改定し、それに基づき、成果物等の作成・保存・管理等を行う。

1. 統計業務の改善(その1) ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施 ～ビジョン「第2章2. (2)適正な業務ルールに基づく業務の遂行」等～

統計作成プロセスの透明化を図るとともに、適正な業務ルールに基づく業務遂行を徹底することにより、統計の品質保証を推進する。



※2 基幹統計調査については、業務マニュアルについて各業務プロセスの業務内容に対応しているか、業務マニュアルで定めている成果物や業務記録が作成・保存されているか、共有の範囲や方法は適切かを確認する。

2. 統計業務の改善(その2) 情報システムの適正化 ～ビジョン「第2章 2. 統計業務の改善(3)システムの見直し」等～

汎用性が高く、容易に改修等ができるシステムに計画的に移行するとともに、デジタル技術を活用することにより、被調査者の負担軽減と利便性向上を図るとともに、職員による手作業の削減と正確性の確保、業務の効率化を推進する。

(1)取組内容

- 職員が各種統計の審査・集計に利用する厚生労働省統計処理システム(共通システム)(注)については、より汎用性が高く、容易に改修等ができるシステムとすべく、次期システムの開発に向けて取組を進めているところであり、令和8年1月からその運用を開始できるよう、開発等を行う。あわせて、既存の統計作成業務を棚卸しし、業務を効率化した上で、次期システムへの移行をスムーズに進める。
- 毎月勤労統計調査については、より汎用的なプログラム言語による集計処理への移行を進める。
- 厚生労働省統計処理システムを用いたエラーチェック等を徹底。

(2) スケジュール

令和3(2021)年度 までの取組	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度 以降
【①厚生労働省統計処理システムの見直し】					
次期統計処理システムの開発・移行 ※ クラウドへの移行(柔軟なシステム改修・新機能の追加) ※ ノンプログラミングツールの導入(独自言語・レガシー言語による業務処理の見直し) 等 次期システムの 在り方研究実機検証 (PoCの実施) 要件定義・工程管理 の調達手続 要件定義 工程管理 設計・開発の 調達手続 設計・開発 移行作業 統計作成業務の棚卸し、業務効率化の検討 次期システム 運用開始 (令和8年1月～) 移行					
現行統計処理システム(保守・運用) ※ システムによるエラーチェック、統計表編集・出力					
【②毎月勤労統計システムの見直し】					
より汎用的な 集計システム(C++) の構築 旧集計システム(COBOL)と 新集計システム(C++)の 並行稼働 新たな集計システム(C++)を中心とした処理					

(注)厚生労働省統計処理システムは、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)において実施される統計調査の審査・集計などを行うシステムである。

3. 組織改革・研修の拡充等

～「第2章1. 組織の改革とガバナンスの強化」、「第2章3. 統計に関する認識・リテラシーの向上」等～

「開かれた組織」への変革と「外部チェック機能の強化」等に向けた取組を進める。また、統計人材の計画的な育成に取り組み、統計部局を中心に省内の統計業務の実施体制の充実を図るとともに、研修等を通じて幹部を含む全職員の統計リテラシーの向上等を図る。

(1) 取組内容

- 「開かれた組織」への変革等を進めるため、民間人材の活用や省内外の人事交流、外部専門家と相談できる体制の整備等の取組を継続する。
- 政府全体で育成を進める「統計データアナリスト」・「統計データアナリスト補」について、統計部局を中心に計画的育成に取り組み、政策部局の統計業務について技術的支援等を行うことのできる体制の整備を進める。
- 品質を優先する組織文化や風通しのよい職場環境を形成するとともに、誤りの発見・報告及び対応を適切に行った職員を積極的に評価する。
- 統計に関する専門知識の習得や職員が統計部門を支える意識を持つよう動機付けを行うための計画的・体系的な研修や、幹部を含む全職員の統計リテラシー向上を図るための研修を充実する。また、統計人材プロフィールを整備・活用し、研修の受講や人事配置等を通じ、統計人材の計画的なキャリアアップを推進する。

(2) スケジュール

令和3(2021)年度 までの取組	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度 以降
【①組織改革・体制整備】					
・開かれた組織への変革等：企画官(民間)の配置(令和元年度～)、統計部局と政策部局、他府省との人事交流、外部の専門家と相談できる体制の整備(検討会の開催など) ・重大事象を含む統計誤り発生防止のための体制確保：統計分析審査官の配置(令和元年度～)、実務経験のある職員の適正配置等					
・統計データアナリスト・統計データアナリスト補の育成・配置					アナリスト等を中心に省内 の統計業務を遂行する体制 の確保(※1)
※1 令和8年度までに統計部局の各室にアナリスト1名、各統計調査にアナリスト補1名を配置予定。 総務省研修の受講促進、総務省OJT研修への職員派遣、統計人材プロフィールを活用したアナリスト等の育成・配置検討					
・誤りの発見、報告及び対応を適切に行った者への評価の検討、実施					
【②人材育成・研修の充実】					
・人材育成基本方針に基づく計画的な研修の実施					
基本方針の策定 (令和3年度)	基本方針に基づく 研修の実施	受講者のアンケート等を踏まえ、 必要に応じて基本方針の見直し	基本方針に基づく 研修の実施	次期基本方針の策定	次期基本方針に基づく 研修の実施
レベル別研修・役職別研修等の実施・充実(※2)		総務省が新たに行うレベル別研修等を踏まえ、研修内容を充実		統計処理システムの刷新に対応した研修の実施	
統計人材プロフィールの整備		統計人材プロフィールを活用した統計人材の計画的育成・配置			

※2 統計に関する知識の習得をはじめ、品質管理の重要性や誤り発生時の対応ルール等を取り上げている。

4. データの利活用・一元的な保存の推進

～ビジョン「第3章1. (1) 個票データの一層の有効活用に向けた取組の推進」、「第3章2. (1) データ利活用検討会(仮称)の設置及び検討」等～

利活用の拡大は、統計の改善を促すとともに、結果数値等の誤り発見の観点からも有効であることから、オンサイト施設や匿名データの活用なども含め、統計データの一層の利活用の促進に向けた取組を推進する。

(1) 取組内容

- 統計データの利活用の促進を図るため、「データ利活用検討会」(令和3年2月報告書)で取りまとめられた利活用促進策(手続に係る支援体制の充実検討、広報の充実、オンサイト施設の活用)等を引き続き進める。
- プレプリントの導入(行政記録と重複する情報をあらかじめ調査票に印字)による被調査者の負担軽減等、行政記録情報の利活用の検討を進める。

(2) スケジュール

令和3(2021)年度 までの取組	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度 以降
【①二次的利用の促進】					
・個票データの二次利用に係る手続の効率化、情報提供の充実					
データ利活用 検討会で、 利活用促進策 を取りまとめ	利活用促進策の実施（HPの改善(FAQの充実等)、潜在的な利用者への周知）				
	手続に関する支援体制の充実検討		具体的な方策を可能なものから実施		
・個票データのオンサイト施設への登録の充実					
主な基幹統計調査の直近20年分、ニーズの高い一般統計調査の登録			それまでに登録した統計調査について、保管する全ての個票データを追加 ※それ以外の統計調査については、利用実績等を踏まえつつ、提供		
・匿名データの作成・提供					
世帯調査の匿名データの 作成・提供	事業所調査の匿名データの作成・提供		利用実績等を踏まえつつ、提供する年次を追加等		
【②行政記録情報の活用等】					
・統計調査における行政記録情報の活用の検討					
データ利活用検 討会で、行政記 録情報の活用を 取りまとめ	届出情報を活用した プレプリントの検討・導入		さらなる活用に向けた検討・可能なものから実施		
	・統計調査の連結やマッチングキーの検討				
	連結やマッチングキーについて ニーズの把握		ニーズを踏まえて連結やマッチングキーの整備方針の検討・可能なものから実施		

5. EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進

～ビジョン「第3章1. (2)EBPMの推進(EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進)」等～

一連の政策プロセス(政策の立案・評価・見直し)において、証拠に基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making(以下「EBPM」という。))の基本的な考え方による取組が自然と行われるよう定着を進め、政府部内・部外における政策議論を通じて、政策の質の向上につなげる。

(1)取組内容

- 現状や政策課題を迅速かつ的確に把握し、有効な対応策を選択し、その効果を検証するため、引き続き、厚生労働省を挙げてEBPMを実践する。
- EBPMの基本的な考え方や実践的な知識を習得した人材を育成することを目的として、EBPM研修を実施する。
- こうした取組と並行し、データの利活用の促進及び若手・中堅職員の分析手法の習得を主たる目的として設置した、省内有志による若手・中堅プロジェクトチームの構成員(経験者を含む。)を段階的に拡充する。また、サブチームを設置し、行政記録情報等を活用して分析等を行った上で、その結果を厚生労働省HP等で公表する。

(2)スケジュール

令和3(2021)年度 までの取組	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度 以降
【①EBPMの実践】					
各種政策プロセス(政策の立案・評価・見直し)におけるEBPMの取組の実施				新たな政府方針(ロードマップを含む。)に基づき、 EBPMの取組を実施	
予算事業における実践(行政事業レビューシート等の活用)					
行政事業レビューシートを活用したEBPMの実践(順次、対象事業を拡大)					
事業選定(新規事業等) ロジックモデル作成・活用	事業実施	効果検証・事業の改善	事業選定(新規事業等)	事業実施	効果検証・事業の改善
	事業選定(新規事業等) ロジックモデル作成・活用	事業実施	効果検証・事業の改善	事業選定(新規事業等)	事業実施
事業実施	効果検証・事業の改善	事業選定(新規事業等)	事業実施	効果検証・事業の改善	事業選定(新規事業等)
※令和5年度以降のロジックモデルの作成・活用については、毎年度作成される政府方針を踏まえ取組方針を決定					
外部有識者によるEBPMの実施状況の検証		反映			
EBPMよろず相談窓口において、各部局からの問合せに順次対応					
EBPM実践担当者研修・EBPM基礎研修・EBPM応用研修の実施					
【②省内若手・中堅プロジェクトチーム】					
分析結果の精査が済んだものから、順次、HP等において公表	公募等によって毎年度構成員を入れ替え、段階的に構成員(経験者を含む。)を拡充 サブチームを設置し、順次、分析結果をHP等で公表				
労働政策研究・研修機構(JILPT)と連携し、EBPMセミナーを開催					